## 関係各位

日・ASEAN 包括的経済連携(AJCEP)協定に係る品目別規則の改正について

2022 年 8 月 24 日、AJCEP 合同委員会で、日・ASEAN 包括的経済連携(AJCEP)協定附属書二(品目別規則)の改正(現行の HS2002 版から HS2017 版への置換え)が決定され、2023 年 3 月 1 日から実施されることになりましたので、お知らせします。

なお、品目別規則の改正に伴い「運用上の規則」も改正され、品目別規則の改正に伴う 経過措置が以下のとおり規定されています。

- ・ 改正前の品目別規則(HS2002 版)に基づき発給された原産地証明書は、有効期間内 (発給の日から1年間)は輸入通関時に有効なものと認められます。
- ・ 品目別規則の改正前に輸出された貨物について、改正後に遡及的に発給される原産 地証明書については、改正後の品目別規則(HS2017版)に基づき発給されます。

## 問い合わせ先

業務部首席原産地調査官(原産地規則)

Tel: 03-3599-6527